

# 令和 4 年度指定障害福祉サービス事業者等 (日中系・居住系) の実地指導の結果について

※関係法令、事業者指定・登録基準関係通知等は、障害福祉サービス課のホームページに掲載しています。

## 1 指導監査用調書について

千葉市のホームページにて、指導監査で使用する事前提出資料の様式である「指導監査用調書」を掲載しております。

基準に該当しているかチェックできる書式になっておりますので、ぜひご活用ください。

## 2 報酬請求に係る事例

### (1) 個別支援計画未作成減算

次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。

- ア サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。
- イ 基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。

#### 個別支援計画の作成（共通）

者基準省令第58条

- 個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者（児）の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うこと。
- アセスメントにあたっては、利用者に面接をすること。
- 個別支援計画の作成に当たっては、サービス提供に当たる担当者等を招集して会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求めること。また、会議の日時、参加者及び内容等を記録し、保管すること。
- 個別支援計画は、サービス管理責任者が作成すること。

○個別支援計画への位置づけが加算算定要件になっているもの

| 加算の種類           |
|-----------------|
| 入院・外泊時加算        |
| 入院時・長期入院時支援特別加算 |
| 帰宅時・長期帰宅時支援加算   |
| 地域生活移行個別支援特別加算  |
| 強度行動障害者地域移行特別加算 |
| 社会生活支援特別加算      |
| 日中支援加算          |
| 強度行動障害者地域移行特別加算 |

|               |   |
|---------------|---|
| 強度行動障害者体験利用加算 |   |
| 医療連携体制加算      |   |
| 日中活動支援加算      |   |
| 日中支援加算        | 等 |

#### 個別支援計画の見直し（共通）

者基準省令第58条

計画見直しの時期の目安は、サービス種類ごとに異なる。見直しの結果、必要な場合は、計画の変更を実施する。また、計画の見直しに当たっては担当者間で会議を開催するとともに、見直しの内容について利用者（児、及びその保護者）の同意を得ること。

- ・療養介護、生活介護、共同生活援助、就労継続支援、就労定着支援

⇒6月に1回以上。

- ・自立訓練（機能・生活）、就労移行支援

⇒3月に1回以上。

※就労継続支援等で施設外支援をする場合、見直しの期間が通常と異なる場合があります。

#### (2) 目標工賃達成指導員加算（就労継続支援 B 型）

目標工賃達成指導員（各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当しているものとして届け出た事業所において加算する。

目標工賃達成指導員（1名以上配置）

1. 0人必要な場合に、常勤換算で1.0人を充たせばよい。

→必ずしも常勤職員が必要なわけではなく、非常勤や兼務職員のみでも可能。

配置例（1日の勤務時間を8時間=1.0とした場合）

|                |   |   |
|----------------|---|---|
| 職業指導員と兼務する場合   | ○ | 例：職業指導員 4 時間、目標工賃達成指導員 4 時間と勤務時間を分けた職員が 2 名   |
| 非常勤が 2 名以上での場合 | ○ | 例：非常勤職員のうち、1 名が目標工賃達成指導員 6 時間、1 名が 2 時間で計 8 時間 (=1.0) 勤務  |
| 管理者と兼務         | × | 例：例：管理者 8 時間、目標工賃達成指導員 8 時間は×<br><br>※管理者は、他の業務に支障のない限り同時並行的勤務が可能だが、目標工賃達成指導員については、「H21.3.12 H21 厚生労働省 Q&A（障害福祉） vol1」により加算算定不可 |

（参考）

【H21.3.12 平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に関する Q&A 問 12-3】  
目標工賃達成指導員配置加算、対象職員

Q 目標工賃達成指導員は、生活支援員との兼務は可能か。また非常勤でも可能か。

A 目標工賃達成指導員は、指定基準を満たすために配置されている職業指導員及び生活支援員に加えて配置したことにより加算されるとともに、目標工賃を達成するための配置となるため、兼務は不可。

なお、非常勤職員の配置も可能となっている。

→目標工賃達成指導員達成加算は、指導員を「加配」したことに対する加算であるため、「加配」したことになっていない管理者との同時並行的勤務では加算の算定は認められない。

**（3） 食事提供体制加算**

対象となる利用者に対して、指定障害福祉サービス事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等指定障害福祉サービス事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして届け出た事業所において、食事の提供を行った場合に算定する。

**ア 要件**

原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものとなっていますが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えありません。なお、施設外で調理

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 資料 2-1<br>(日中系・居住系・障害児支援) | 令和 5 年 3 月 23 日 |
| 障害福祉サービス等に係る事業者説明会        |                 |
| 千葉市障害福祉サービス課              |                 |

されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められます。

この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象となりません。

#### イ 誤った事例

(ア) 市販の弁当を購入して食事提供した日について、食事提供体制を算定していた。

→市販の弁当や出前(仕出し)の弁当は食事提供体制の算定対象外です。

(イ) 調理員の勤務時間について、兼務している直接処遇職員と区別していなかった。

→事業所内の調理室を使用して直接処遇職員（職業指導員又は生活支援員）が調理して食事を提供する場合、調理員として勤務する時間は指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間等に含めることができません。

(ウ) 利用者と一緒に調理した食事を提供した日に、食事提供体制を算定していた。

→食事は、調理員が調理した食事を提供してください。利用者と一緒に調理した食事を提供した場合は、算定不可となります。

**なお、「令和5年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」において、要件を満たしていない可能性がある事業所へはご連絡いたします。**

#### (4) 共同生活援助における夜間支援等体制加算の対象者数

夜勤又は宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして届け出を行った指定共同生活援助事業所等において、サービスを行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、加算する。

この「夜間支援対象利用者数」に関して、その算定の方法に誤りが散見されます。

#### ア 加算の算定方法

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。

1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、夜間支援対象利用者の数を按分して算定するものとする。

また、「夜勤」の場合は「夜間支援等体制加算（Ⅰ）」、「宿直」の場合は「夜間支援等体制加算（Ⅱ）」を算定する。

#### イ 夜間支援対象利用者の数とは

夜間支援対象利用者の数は、共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、「前年度の平均利用者数」の計算方法に準じて算定するものとします。前年度の平均利用者数の算定にあたって小数点以下の端数が生じる場合は、小数点第 1 位を四捨五入してください。

※前年度の平均利用者数については、体制等に係る届出書の中の「(参考様式 2) 共同生活援助に係る配置職員数算出シート」で算出することが可能です。

実際の入居者数や支援を要する入居者数の人数で請求されることが多いので、間違えないようご注意ください。

- ウ 1 人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数とは  
各住居についての利用者数を算出したら、体制等に係る届出書の中の「(別紙 20) (共同生活援助) 夜間支援等体制加算届出書」により、夜間支援従事者の体制を確認します。

(ア) 1 つの住居に 1 人ずつ夜間支援従事者を配置する例

| 共同生活住居名 | 夜間支援の対象者数 (人) | 1 人の夜間支援従事者が支援を行う利用者の数 (人) |        |        |
|---------|---------------|----------------------------|--------|--------|
|         |               | 夜間従事者①                     | 夜間従事者② | 夜間従事者③ |
| A ホーム   | 4             | 4                          |        |        |
| B ホーム   | 2             |                            | 2      |        |
| C ホーム   | 6             |                            |        | 6      |
| 合計      | 12            | 4                          | 2      | 6      |

上記の場合、加算Ⅰ(夜勤)を算定する場合、A ホームが対象人数 4 人、B ホームが対象人数 2 人以下、C ホームが対象人数 6 人となります。

※加算Ⅱ(宿直)の場合、利用数は「4 人以下」が最小です。

なお、この表でいう「夜間従事者」は特定の個人を指すのではなく、別々の日に異なる者が支援を行うといったように、従事者①が複数の個人である場合もあります。また、1 人の夜間支援従事者が 1 か所の住居内で夜間支援を行う場合は 30 人が上限です。

(イ) 複数の住居の利用者を 1 人の夜間支援従事者が支援する例

| 共同生活住居名 | 夜間支援の対象者数 (人) | 1 人の夜間支援従事者が支援を行う利用者の数 (人) |        |        |
|---------|---------------|----------------------------|--------|--------|
|         |               | 夜間従事者①                     | 夜間従事者② | 夜間従事者③ |
| A ホーム   | 4             | 4                          |        |        |
| B ホーム   | 2             |                            | 2      |        |
| C ホーム   | 6             |                            | 6      |        |
| 合計      | 12            | 4                          | 8      |        |

上記の場合、A ホームが対象人数 4 人、B ホームと C ホームともに対象人数は 8 人となります。

(ウ) 1 つの住居に複数人の夜間支援従事者を配置する例

1 か所の共同生活援助住居において 2 人以上の夜間支援従事者が夜間支援を

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 資料 2-1<br>(日中系・居住系・障害児支援) | 令和 5 年 3 月 23 日 |
| 障害福祉サービス等に係る事業者説明会        |                 |
| 千葉市障害福祉サービス課              |                 |

行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、当該共同生活援助住居に入居している利用者数（前年度の利用者数）を按分して算定します。また、これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第一位を四捨五入します。

Aホームについて従事者①と従事者②の2人で夜間支援を行う場合は、それぞれの従事者が実際に支援を行う利用者数に応じて、利用者数を按分して算定します。

仮に、Aホームにおいて実際の支援を行う利用者数が、従事者①は3人、従事者②は2人、計5人を支援するとした場合、

従事者①：3人／5人（実際に支援を行う利用者数）×4人（対象者数）＝2.4  
 $\div 2$ 人

従事者②：2人／5人（実際に支援を行う利用者数）×4人（対象者数）＝1.6  
 $\div 2$ 人

上記の場合、Aホームは、2人の夜間支援従事者（従事者①と従事者②）が支援を行うので、従事者①が実際に支援する3人の利用者について算定する単位数は「2人以下」の区分を、従事者②が実際に支援する2人の利用者算定する単位数はAホームの利用者2人とBホームの利用者2人を合計するため、「4人」の区分を適用します。

同様に、Bホームについては、従事者②がAホームの2人と併せて支援を行うため、Bホームに入居する利用者について算定する単位数は「4人」の区分を適用します。

上記の場合、Aホーム・・・2人以下、4人 Bホーム・・・4人 Cホーム・・・6人が対象人数となります。

#### (5) 生活介護の重度障害者支援加算

ア 重度障害者支援加算Ⅰについて ※重度障害者支援加算Ⅱとは併給不可。

重度心身障害者が2名以上利用している指定生活介護事業所のうち、人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している場合に、当該加算の要件になる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置した場合、算定可能です。指定生活介護等の単位ごとに生活介護に係る全ての利用者について加算することが可能です。

※重症心身障害者かどうかについては、受給者証の特記事項に記載されますので、確認をお願いいたします。

イ 重度障害者支援加算Ⅱについて ※重度障害者支援加算Ⅰとは併給不可。

(ア) 体制の評価

強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従事者養成

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 資料 2-1<br>(日中系・居住系・障害児支援) | 令和 5 年 3 月 23 日 |
| 障害福祉サービス等に係る事業者説明会        |                 |
| 千葉市障害福祉サービス課              |                 |

研修修了者（以下「実践研修修了者」という）により、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨の届出をしており、かつ支援計画シートを作成している場合、利用者全員に対して加算算定が可能です。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定不可。

なお、体制の評価として配置すべき実践研修修了者については、サービス管理責任者が実践研修を修了し適切な支援計画シート等の作成を行う場合、指定基準上配置すべき職員に加えて配置する必要はありません。また、この場合、サービス管理責任者の本来業務として、個別支援計画作成の一環として行うことになるので、常勤専従義務に反するものではありません。

※加算の対象者かどうかについては、受給者証に「生活介護加算重度障害者支援」と記載されているかご確認ください。

#### （イ）個別の評価

利用者に対する支援が 1 日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）修了者（以下「基礎研修修了者」という）を配置するとともに、**実践研修修了者の作成したシート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行った場合算定可能となります。**

※基礎研修修了者 1 人の配置につき利用者 5 人まで。

※適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として 4 時間程度は従事する必要があり、その時間については指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間等を含むことはできません。

※指定障害福祉サービス基準に規定する人員基準及び人員配置体制加算により求められる人員に加えて、個別に支援する基礎研修修了者を少なくとも 1 名追加で配置することが必要となる。

なお、強度行動障害を有する者 5 人につき基礎研修修了者 1 人を配置することとなっていますが、この場合必要となる基礎研修修了者の人数算出に当たっては、追加で配置された従事者に限らず、人員基準及び人員体制加算により求められる人員を合わせた数により算出します。例えば、強度行動障害を有する者が 15 人で重度障害者支援加算を算定する場合、3 人の基礎研修修了者が必要となりますが、必ずしもこの 3 人すべてを追加で配置する必要はなく、1 名を追加で配置することで要件を満たします。

また、基礎研修修了者については、1 日 4 時間程度従事することを求められていますが、追加で配置された 1 人の従事者を除き、人員基準及び人員配置体制加算により求められる常勤換算の時間数を含めて 4 時間以上従事していればよいです。つまり、行動障害を有する利用者（加算該当の利用者）が 15 人おり、3 人の基礎研修修了者が個別の支援に入り重度障害者支援加算を算定する場合、1 人の基礎研修修了者を加配（1 日あたり 4 時間分）とすれば、加算該当の利用者 15 人分の加算算定が可能です。他の 2 人の基礎研修修了者は加配ではなく、人員基準や人員配置体制加算により求めら

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 資料 2-1<br>(日中系・居住系・障害児支援) | 令和 5 年 3 月 23 日 |
| 障害福祉サービス等に係る事業者説明会        |                 |
| 千葉県障害福祉サービス課              |                 |

れる常勤換算数に含めてもよいです（ただし、加算を算定する場合にはその従業者も 1 日あたり 4 時間以上の勤務が必要）。

※加配の基礎研修修了者がいない日は加算の算定ができないことに留意すること。